

営農情報



肥料価格高騰対策(令和4年秋肥)について

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費を国・県より支援します。(春肥の申請は後日改めて行います)

支援の対象となる肥料

令和4年6月から10月の間に購入した肥料(原則として令和4年秋肥として使用する肥料が対象)です。
事前購入(買いだめした物)は支援対象外ですので、ご注意ください。
肥料法で登録、届出された肥料は、全て支援対象になります。

農業者の支援要件

支援を受ける要件は次の①、②を満たす必要があります。
① 農産物の販売実績があること
② 化学肥料を2割削減する取組み(メニューから選択)を行うこと。 ※メニューの例はページ下段参照

申請方法

・ JALEEK滋賀の各営農経済センターで申請受け付け致します。
・ 左記の「申請に必要なもの」を11月11日(金)までに各営農経済センターに提出・申請してください。

申請に必要なもの(左の①〜③すべて)

- ① 化学肥料低減計画書(様式あり)
 - ② 肥料価格高騰対策事業(令和4年秋肥)申込書兼誓約・同意書(様式あり)
 - ③ 注文書等(令和4年6月〜10月に購入(注文)したことがわかるもの)、領収書または請求書等(肥料の種類、数量、購入費の記載が必要)
- ※詳しくはJALEEK滋賀 各営農経済センターへお問い合わせください。
※様式はJALEEK滋賀のホームページからダウンロードできます。

化学肥料低減の取組み

申請を希望する農業者は、あらかじめ設定された「取組みメニュー」から、取り組む技術を選択してください(化学肥料低減計画書提出)。
取組みメニューから2つ以上の技術を選択します。

【おもな取組みメニューの例】

- ・ 土壌診断による施肥設計
 - ・ 生育診断による施肥設計
 - ・ 側条施肥
 - ・ 堆肥の利用
 - ・ 肥料作物の利用
 - ・ 有機質肥料の利用
 - ・ 低成分肥料の利用
 - ・ 環境こだわり農産物の認証※
- ※環境こだわり農産物の認証を受ける農業者は、そのみで要件を満たす場合があります。

お問い合わせ先

詳しくは各営農経済センターにお問い合わせください。

◆ 大津北営農経済センター	077-572-1158
◆ 大津南営農経済センター	077-549-1445
◆ 草津営農経済センター	077-562-3199
◆ 栗東営農経済センター	077-552-0575
◆ 守山営農経済センター	077-585-4385
◆ 野洲営農経済センター	077-588-3135
◆ 中主営農経済センター	077-589-2901
◆ 今津営農経済センター	0740-22-4545
◆ 新旭支店 営農購買課	0740-25-2628
◆ マキノ支店 営農購買課	0740-27-1193
◆ 安曇川営農経済センター	0740-32-1260